

## 第1回千葉県指定廃棄物処理促進市町村長会議

平成25年4月10日（水）

事務局：これから第1回千葉県指定廃棄物処理促進市町村長会議を開催させていただきます。

本日、事務局を務めさせていただきます環境省廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チームの高澤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、井上環境副大臣よりご挨拶を申し上げます。

井上副大臣：環境副大臣の井上信治でございます。

千葉県の指定廃棄物に係る市町村長会議、本日、開催をさせていただきます。森田知事、また県内の市町村長さんには大変お忙しいところ、大勢ご参加をいただきまして感謝を申し上げます。また、この指定廃棄物に関しまして、県民の皆様には大変なるご心配、そしてご不安をおかけをしておりますこととお詫びを申し上げたいと思います。

そんな中でも、千葉県におきましては、知事、そして関係市町村長のリーダーシップによりまして、一時保管をさせていただいておりますことも大変ありがたいと思っております。しかし、その保管の状況も大変逼迫をしているということで、最終処分場の設置というのが急がれるということ、私ども、できる限り早くこれを実現をしていきたいというふうに考えております。

私どもは昨年末に新しい政権となりました。新政権になったときに、この指定廃棄物に関して、5県におきまして、なかなかこの作業が進捗していない。こういう状況にまずは直面をいたしまして、そのときに、とにかく前政権の指定廃棄物に係る取り組みについて、まずは徹底的に検証をしてみよう。そして、その検証した上で、正すべきところは正して、新しいスタートラインに立って取り組ませていただこうということ、石原環境大臣の強いお考えもありまして、それを進めさせていただきました。2カ月ほどたちまして、2月25日に私どもの方で新しい選定プロセス、これを公表をさせていただきます。その2日後には、森田知事も選挙前のお忙しいときでありましたけれども、千葉県に訪問をしてお説明とお願いをさせていただいたところであります。

その新しい選定プロセスのポイントにつきましては、後程説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、その中の最重要な点は、やはりそれぞれ地域において実情やご意向と

いうものが異なるということですから、それをしっかり地域の方々と意見交換を踏まえながら、地域の意向というものを最大限尊重して進めさせていただかなければいけないと、これが最も大切なポイントだと私どもは思っております。ですから、知事さんにもご相談をさせていただきまして、むしろ、じゃあ、なるべく早く開催をしてくれと温かいお言葉もいただいたものですから、今日、この市町村長会議の開催に当たっているという、そういう状況であります。

いずれにいたしましても、これは本当に困難な課題、しかし、大変重要な課題だと思っております。おかげさまで、きょうスタートに立たせていただいたと思っておりますけれども、ぜひ、皆様方のご協力が不可欠でありますから、どうぞ今後ともよろしくお願いを申し上げます。今日はありがとうございます。

事務局：続きまして、森田千葉県知事からご挨拶をお願いいたします。

森田知事：今日は大変ご多忙の中、井上副大臣、秋野政務官、そして環境省の皆様、有り難うございます。

今日は、私達、市町村長の皆様も大変ご多忙の中、ご参加を賜りました。ありがとうございます。

2月でございますか、井上副大臣、秋野政務官にお会いさせていただいた際に、何としても4月に早く市町村長会議を開催していただきたい、意見を聞いていただきたいと、私、お願いしたところ、いち早く行動を起こしていただきました。改めて厚く御礼申し上げます。

今日は、各市町村長の皆様からも忌憚のない意見が出ると思っています。どうぞよろしくお願いを申し上げます。着席にて失礼させていただきます。

千葉県内でも、一昨年 of 原発事故で放出された放射性物質による汚染がさまざまな方面に影響をもたらしております。本県北西部においては、ごみ焼却灰や剪定した枝等の保管が逼迫したことから、県では市民生活に支障が生じないように、地域住民のご協力もいただきながら、一時保管を行っているところでございます。一時保管の決定に当たりましては、指定廃棄物の最終処分場が平成26年度末までに設置されることを前提に、一時保管を開始したものであり、地元市にはご負担をおかけしていますが、一方で、ごみ処理を安定的に継続することが可能となるなど、市民生活の維持に寄与されていると聞いております。

県内には8,000ベクレルを超える廃棄物が5,000トン以上保管されていることや、一時保管も平成26年度末を期限としていることから、これら进行处理する指定廃棄物の最終処分場が早期に確保されることは不可欠でございます。県をはじめ、関係自治体においては、この指定廃棄物の処理が円滑に進むことが喫緊の課題であり、国におかれましては、各市町村長の皆様のいろいろなご意見を踏まえ、共通の認識を持っていただき、是非とも平成26年度末までに設置していただくようお願いを申し上げます。

また、こういう災害というものはいつ何時立場が変わるか分かりません。県といたしましても一生懸命協力してまいりますので、各市町村長の皆様におかれましても、共助の精神、お互い助け合いの気持ちを持っていただき、この問題の解決に向けてご協力をいただきたいと、そのように考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

事務局：ここで環境省からの出席者についてご紹介いたします。

まず、井上環境副大臣でございます。

井上副大臣：よろしく申し上げます。

事務局：秋野環境大臣政務官でございます。

秋野政務官：よろしく申し上げます。

事務局：梶原廃棄物・リサイクル対策部長でございます。

梶原部長：よろしく申し上げます。

事務局：それでは、続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

お配りしている会議の次第の下のところに配付資料一覧を付けております。一番上、議事次第でございまして、その次が出席者名簿、その次に座席表をつけております。その下に、資料の番号といたしましては資料の1から6までの資料を本日ご用意しております。もし不足等ございましたら、お知らせいただきたいと思います。存じます。

また、本日お越しになっている各市町村長の皆様のお名前と千葉県、ここからの出席者のご氏名につきましては、お配りしている名簿の記載のとおりでございます。大変恐縮ではございますが、時間の関係上、改めての紹介は割愛させていただきますので、ご容赦願います。

なお、本日の会議はマスコミの方も同席可能としております。ここでマスコミの方々にお願いでございますが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日の会議の進め方についてでございますが、環境省の方から資料に従って説明させていただきますが、大きく2つのパートに分けて意見交換の時間を設けたいと考えております。まず、資料の1から資料4までを用いまして、施設の内容や安全性等について説明した後で意見交換をさせていただきます。次に、資料5及び資料6を用いまして、最終処分場候補地の選定に係る基本的な考え方と今後のスケジュールについて説明した後で意見交換をお願いできればと考えております。

なお、これからの議事の進行につきましては、秋野政務官が務めさせていただきます。秋野政務官、よろしくお願いいたします。

秋野政務官：秋野でございます。

それでは、進行役を務めさせていただきます。

先ほど、事務局よりご説明をさせていただきましたとおり、2回に分けてご議論、意見交換をさせていただければと思います。最初に、施設の内容や安全性についてご説明をさせていただきます。その後に、最終処分場候補地の選定に係る基本的な考え方、及び今後のスケジュールにつきましてご説明をさせていただきたいと思います。

#### ■資料1, 2, 3, 4について説明

秋野政務官：それでは、まず、前半の議題1、候補地選定の経緯の検証結果及び今後の方針、施設の構造等について、資料1から4まで説明をお願いします。

梶原部長：環境省の梶原でございます。

資料の1から4までをお使いいたしまして、時間を頂戴いたしまして説明をさせていた

だければと思います。

まず、資料の1でございます。まずは緑の頭のある資料でございます。先ほど、副大臣の井上から申し上げましたとおり、政権が代わりまして、これまでの政権のやってきたことを一度検証をして、今後の方針を改めて示すということをやりました。まず、左側の赤い枠の中を見ていただきたいのですが、これが検証結果でございます。3点ございまして、まずは選定作業の実施、あるいは選定結果の共有に当たりまして、地元市町村の方々との意思疎通が不足している。2番目でございますが、候補地の提示に当たって、予め十分な調査、あるいは専門的な評価が不足している。3番目といたしまして、各県それぞれ事情があるんだけど、その状況について十分踏まえた対応をしていない。画一的な対応をしているということでございます。

右側でございます。それで、新しいプロセスで、3点大きく変えて新たなプロセスでやるべきであるということの結論でございます。まず、第1点目、本日ここで開催させていただいておりますけれども、市町村長の首長さん方にお集まりいただいて、まず、指定廃棄物の処理についての共通の理解を醸成をしていきたい。一つは、例えば、指定廃棄物というのはどういうもので、どれだけ出ているんだろうか。あるいは、処理施設を造るというお話でございますけれども、どういうものを造ろうとしているのかということの共通理解をまず得て、なおかつ地元の状況をいろいろお教えいただき、それを踏まえて選定を進めるべきである、これが第1点目でございます。第2点目につきましては、専門家の方々にお集まりいただいて、その評価の上で進める。これは第1回、後ほどご説明はしますが、第1回は3月16日に開催させていただいている次第でございます。その専門家、有識者会議の中で候補地の選定基準、あるいは選定項目、評価基準といったものを議論する。3番目でございますけれども、候補地の最終的な選定に当たりまして、ボーリング調査の詳細調査を実施すると。また、その結果も有識者会議の専門家の方々に評価をしていただいて進めるといったようなことでございます。

資料の2を見ていただきたいと思っております。青の、水色のタイトルがあります資料でございます。1枚おめくりいただきまして、まず黄色い所がございます。2ページ目の黄色い所がございます。これは、放射性物質に汚染された廃棄物、あるいは除染を扱っております法律、放射性物質汚染対処特措法という法律がございます。その法律の中で、その黄色い部分でございますが、1キログラム当たり8,000ベクレル超の、そういう放射能を帯びた廃棄物につきましては指定廃棄物という形で指定をいたしまして、国が処理をする

ということになってございます。

それで、次のページ、3ページでございますが、その法律に基づきまして処理をするということでございますが、上のほうの3行でございますが、それぞれの県内、各県で発生した指定廃棄物は当該県で処理をするという方針を基本方針という形で、閣議決定したもので定めてございます。

次のページでございます。表がでございます。今、大量に発生をし、かつ保管が逼迫している自治体として最終処分場も造っていかなければいけない自治体というのを5つ、私どもは考えてございます。千葉県におかれましては、一番下の部分でございますけれども、約2,000トンの指定廃棄物がございます。次のページを見ていただきまして、その2,000トンでございますけれども、濃度分布といたしましては、1万ベクレルから3万ベクレルのものが一番多いといったような濃度分布になってございます。

最後のページを見ていただきたいんですが、実は先程、2,000トンぐらい千葉県ではございますと申し上げました。ただ、指定が遅れているものもございまして、現在、8,000ベクレルを超えるものとしては約2,600トンの廃棄物が県内で保管をさせていただいているという状況であるというふうに理解をしております。内訳からいきますと、そのうちの2,000トン弱、1,870トンがいわゆるごみの焼却灰等の灰でございます。540トンが下水汚泥、あと、その他ということで、例えばこれはビニールハウスから出てきているものをきれいにしたときの汚染物等々、土壌みたいなものでございますが、そういうものがあると。合わせて2,600トンということで理解をしております。

資料3を見ていただきたいんですが、先程申しましたように、現在、千葉県で出ているものは、保管をさせていただいているものにつきましては、焼却灰の灰でありますとか下水汚泥、これも燃やした物とか、そういうものでございます。安定的なものでございます。腐ったり、あるいは、そういう物ではありません。したがって、今、ご提案させていただきたいと思っている施設は埋立地でございます。資料3を1枚おめくりいただきまして、枠の中にごございますように、不燃性の指定廃棄物を処分する埋立地を造らせていただきたい。どれぐらいの大きさの埋立地なのかということでございますけれども、全体の容量としては9,500立方メートル、これは実際は250立方メートルの箱を38箱造るというイメージでございます。整備をするときには、敷地内に管理棟でありますとか、道路、構内道路、あるいは、場合によっては防災調整池、あるいは、森林でありますとかの場合は周りに森林を確保するといったような対応も必要になってまいります。下に図面が

ございます。例えば、こういったような形の敷地で埋立地を造るということを考えているということでございます。

それから1枚おめくりいただきまして、4ページでございますが、土地、面積といたしましては、箱の中にありますように1万5,000平米、1.5ヘクタールぐらいの土地に、あと、その他ということでありまして、林地で整備する場合は更に4,000平米ぐらい、それと、埋立地の埋め立てする時に、すぐ泥をかぶせて遮蔽をするという管理をいたしますので、その埋め立て用の土を入れるための土地が3,500平米ぐらい、合わせて2ヘクタール程度の土地が必要ではないかというふうに考えている次第でございます。

すみません、次の資料、資料の4で、どんな施設をつくるのかというご説明を申し上げたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、今回、放射性物質で汚染されている廃棄物を埋め立てたいということでございますが、どんな放射性物質かといいますと、いわゆるセシウムといわれるものでございます。セシウムには2種類のものがございます。1つは、セシウム134といわれるものとセシウム137といわれるものでございます。それぞれこれは構造が少し違うものなんでございますが、よく半減期という言葉をお聞きになられるかと思いますが、放射能を出す能力が半分になる期間がこの2つで大きく違ってございまして、片方では2年と、片方では30年でございます。これは134、2年たったら放射能を出す能力が半分になります。更に2年になると、2年で2分の1、そのまた2分の1ということですから、4分の1になるといったような具合のものでございます。

更におめくりいただきまして、3ページ目ですね。上のほうでございますが、この真ん中に赤の字で書いてあるところがございます。先程、千葉県で保管をいただいている放射性廃棄物は1万ベクレルから3万ベクレルぐらいのものが多いんですというふうに申し上げました。今回、埋め立てを考えているものは、この8,000ベクレルから10万ベクレル強ぐらいまでのものを対象に考えてございます。後程出てくるんですが、10万という数値以下の場合には通常の産業廃棄物の埋立地みたいなものでございまして、念のため、コンクリートの丈夫な箱を使ったもの、これは10万ベクレルを超えた廃棄物用の処分場なんですが、念のためにそういったような安全の構造でやりたいと思っております。併せて、右のほうを見ていただきたいんですが、これはいわゆる原子炉の世界でいわれるところなんですが、よくガラス固化体にして埋めるんだといったよう

な話がございます。これは右側の欄の上のほうでございますが、実はプルトニウムとかいろんなほかの物質がございますけども、全部セシウムだったと仮定しますと、例えば10兆ベクレルとか1,000億ベクレルとか、そういったような濃度のレベルのものをガラス固化体とかそういう形にするということでございます。

4ページ目、下のページをご覧になっていただきたいと思っております。これが、施設の構造でありますとか施設の維持管理を通じて安全を確保するというときの考え方を書いたものがございます。まず、下でございますが、災害リスク等の小さな安定した場所に設置をいたします。あるいは、生活エリアの影響等を考慮した場所に設置をいたしますという、こういう場所選びの考え方が一つ根底にあって、その上で、左側の緑の所でございますけれども、長期に遮断をします。これは、放射能で汚染されているような物質、あるいは放射能を発生するような物質が外に漏れ出したり、あるいは外から水とかそういったものが入ってこないという形で、長期に遮断をして封じ込めるという考え方でございます。これが緑の長期遮断でございます。

次に、右側、ピンクのところ、長期遮蔽と書いてございます。これは、物質は動かないんですけども、物質が発出する放射能、これはガンマ線というものが出るわけでございますが、そのガンマ線を外に出ないようにしましょうということでございます。これは後程、コンクリートでありますとか土でありますとか、そういったものがどれぐらいの遮蔽効果があるかということもご説明申し上げたいと思っておりますが、そうやって放射線を閉じ込めるということです。

もう一つは、上でございますが、長期にわたって監視をする、モニタリングをするということでございます。長期にわたって、先程申しましたような遮断とか遮蔽とか、そういったようなものがきちんと機能をするのか確認をして、その兆候が見られたら、すぐ対応するといったような対応ができるようにするということでございます。

1枚おめくりいただきたいと思っております。上の図でございます。同心円状の図がございます。それはいろんな、多重的に、二重、三重の対策をとりながら閉じ込めていくというふうな思想であります。まず、真ん中に青の容器と書いてあるところがございます。これが一番基礎になるところでございますが、灰等を容器に入れた形にまずします。その容器に入れたものを埋立地の中にこうやって埋めていくんですが、ここにあります、赤いところがございますが、間に土を挟むようにしてサンドイッチ状にして埋めたい。これは何かといいますと、土が放射性物質を通さないという性質を持っているのが1つと、そもそもセ

シウムといわれるものが土の粒子にもものすごく吸着をしやすいという特徴を持ってございます。万が一、袋が破れても、すぐに周りの土でキャッチされるということを期待しているものでございます。更に外側には、この緑のところでございますが、二重のコンクリート層、緑、2段になってございますが、コンクリート層を設けると。コンクリート層の内側と外側には樹脂でコーティングして、コンクリート保護をしていきます。コンクリートとコンクリートの間には、これは紫のところでございますけれども、ここは当初は点検のための人が入れるような層として使い、長期になれば、ここにやはり土を入れて保護をしていくということを考えてございます。

ちょっと1枚おめくりいただいて、7ページの図を見ていただきたいんですが、先程、小さな箱を30個位造らせていただきたいということなんですが、その1個1個の箱の単位で埋め立てを行うことになるわけですが、これが埋立期間中の時の小さい1個の単位の箱でございます。この箱の中の今、右側に茶色のものがございます。これが1個1個の袋でございます。この箱の上に屋根を置きまして、雨とかそういったものが入らないようにするといったような形で埋め立てをいたします。

下の図面でございます。下の図面、何かいろいろと計算した形になってございますが、実は耐震性、地震に対する対応というのは極めて安全を確保する上で重要でございます。したがって、ここが1つの計算の例なんでございますが、地震波、地震が起こるといって、地震を想定しましたシミュレーションをやりまして、地震が発生しても倒壊、あるいは崩壊をしない構造を確保するということを考えてございます。

ページをおめくりいただきまして、コンクリート構造、コンクリートも長期に耐えるコンクリートを使う予定でございます。また、下のほう、10ページの方でございますけれども、先程申しましたように、コンクリートの表面に保護材を入れることによってコンクリートの劣化を防いでいくということでございます。

ページを開いていただきまして、12ページ、下の図を見ていただきたいと思えます。これが、先程の絵は、屋根があったときには、あれは埋め立て中の絵ですというふうに申し上げました。埋め立てを終了した区画は、この上に埋め立ての、先ほど開いていたところにコンクリートの蓋をして、更にその上に1メートルほどの土を載せます。それで、土の上に傾斜をした形の勾配をつけまして、周りに水路を置いて、雨等、あるいは台風とかそういったようなものに耐えられるような構造にしていきたいというふうに考えてございます。

それで、15ページ、こういったような絵があるところを開いていただきたいと思えます。タイトルは処分場、コンクリート、ベントナイト、土壌による遮蔽、その2というところがございます。これが、先程申し上げましたように、放射能を遮る、遮蔽という考え方がございますが、どの程度の遮蔽ができるかということのものでございます。ここでは左の絵からいきますと、10万ベクレルぐらゐの濃度の放射性物質が4,000トンある。その上でコンクリートの蓋のない状態で考えていると、その上、2メートル35センチのところに居る場合はどうなるんだという計算です。これは2メートル35センチって何か意味があるわけではなくて、一番右のときに1メートル上になるというだけの話なんです。この数字、18マイクロシーベルトとかいろいろ数字はあんまり重要ではないんですが、その上に例えば35センチメートル、今回、35センチメートルのコンクリート層を考えているんですが、35センチメートルのコンクリートを上に張った場合には、その放射線の量は約200分の1になります。更にその右側ですが、その上に1メートルの土を被せる。そのときは更に2万分の1になって、合わせて400万分の1ぐらゐの放射線の量になる。したがって、コンクリートの蓋であるとか土を載せると、ほとんど放射線は出てこなくなる、といったようなことでございます。実際に安全面に立った形で、では、今回、埋立地で作業してるときにはどういふようなことになるのかという計算したものが16ページ、17ページにございます。そういったような安全計算もしてございます。

18ページをちょっとご覧になっていただきたいんですが、これがいわゆるモニタリングの図でございます。先ほど、二重にコンクリートでやりますよと申し上げました。二重ってというのがこの絵なんでございますけれども、ここに人が立っている絵があります。ここが点検廊、点検のための廊下という形で点検廊と申しておりますけれども、ここが人が入れるぐらゐの大きさのものを造りまして、実際に人が入って、目視をしながらコンクリートの状況を確認してモニタリングをしていくということでございます。更には、もう1枚おめくりいただきますと、敷地境界での放射線の濃度でありますとか地下水のモニタリング等々を行いまして、周辺にそういったような漏えいのおそれがあるのかどうかといったようなものを常にモニタリングをし、なおかつそのモニタリングデータは公開をするという形で進めさせていただきたいと思っております。

下の20ページの絵でございますが、ここに指定廃棄物を持ち込む際の持ち込み方でございますけれども、例えば右側の絵がありますけれども、フレキシブルコンテナ、これは袋でございますが、この袋に入れたり、あるいはドラム缶に入れたりいたしましてトラッ

クに載せ、シートをかぶせ、それで離れた場所から、放射線が出ていない、あるいは一定以下であることを確認して持ち込むといったような対応を考えてございます。本件につきましては、22ページ以降のデータの抜粋という形で今、ご説明をさせていただいたんでございますけれども、この資料につきましては、3月16日に有識者の先生方にご評価をいただいて、施設の構造、あるいは維持管理の安全としてはこんなものだろうという形のご了解をいただいたものでございます。どうもありがとうございました。

秋野政務官：それでは、意見交換に移らせていただきたいと思います。

環境省のほうから、資料1を使いまして選定プロセスを見直したということ、それから資料2を用いまして千葉県における指定廃棄物の排出状況について、それから資料3、4を用いまして最終処分場の構造、そして維持管理についてご説明をさせていただきましたが、このことについてご意見をいただきたいと思います。ご意見ございます方は挙手をいただきまして、こちらからご指名をさせていただきますので、市町村名をお伝えいただきましてから、順次ご発言をお願いしたいと思います。ご意見ございますでしょうか。

どうぞ、お座りのまま。

香取市長：香取市でございます。

ただいまの説明で幾つか教えていただきたいところがございます。

まず、資料4の9ページ、コンクリートが長期間、耐久性を持ったものということでありましてけれども、これ100年以上は十分に、下の四角の中の一番下の行でありますけど、100年以上は十分耐久性があるという話でありますけども、100年を超えたら、これどうなるのでしょうか。それと、それが1つ。

それと、いつかはこれ解体をすることができるのでしょうか。この処分場がですね。

それと、最後の方に色々と遮蔽のこと等々を説明していただいたんですけども、これは実際にどこかで実験されたものなんでしょうか。200万分の1などとか約400万分の1になったっていうのは、どこかで実験を実際にされて、こういった数値が出たのか。それとも、机上の計算で出たのか。この3つをお願いします。

梶原部長：どうもありがとうございます。

まず第1点目、資料4の9ページにございますコンクリートの件でございます。

コンクリートの構造物につきましては、これは実際に有識者会議の先生方にもいろいろお諮りをして、私ども、結構保守的といいますか、安全側に立った資料でご説明を申し上げたんでございますけれども、ここにあります学会の仕様書にありますように、コンクリートにつきましては、長期で100年、超長期で200年ぐらいはもつだろうということと、さらに鉄筋の錆を少なくするというので、あるいは、実は今回、このコンクリート構造物は半地下方式にして、土の中にほとんどの部分が入ります。地面の中に入ります。そうすると、地上に置いとくよりもずっと環境が安定して長持をするというふうに先生に言われております。したがって、学会での計画期間という形では100年ですが、実態上は100年よりも十分もつというふうに先生方にはおっしゃっていただいております。

それと、2番目でございますけれども、将来にわたって解体をするのかということでございますが、将来にわたってその管理はいたしますけれども、解体をするという予定は今のところはございません。このような形で最終処分をさせていただければと思ってございます。

それと、もう1点、遮蔽のことでございます。遮蔽の点につきましては、あれは計算上、コンクリート構造物の場合はこれぐらい、土の場合はこれぐらいということで計算上のものでございます。

香取市長：1点目なんですけれども、これ100年、200年と、そういうふうに考えられてるんでしょうけれども、もし老朽化していったら、解体はしないということですから、もう永久的にそれを補修するだとか、また新しいものを造ったりだとかということで永久的にそこに埋設するという事なんです。

梶原部長：長期対応をさせていただくということで、それで、ずっとその管理をやりながら、専門家の方々にいろいろな評価を受けながら、対策が必要な場合は対策を行っていくという形で、先生方の評価を受けながら、ずっと続けていきたい、というふうに考えてございます。

香取市長：ありがとうございました。

秋野政務官：ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

白井市長：白井市でございます。

資料の2の2ページ、これの右の、先程説明ありました黄色い部分でございますが、特措法の16条、下水道の汚泥、焼却施設等ですね。それと併せて、右のほうの左記以外の廃棄物の調査、特措法18条で、この扱いについて、16条は環境大臣に報告、そして国が、結果的に国が指定をして国が処理と。右のほうに行くと、左記以外ということで、質問は、その左記以外というものは何が対象かということと、8,000ベクレルを超えたものについては国が処理ということによろしいのか。その確認をさせていただきたいと思っております。

梶原部長：ありがとうございます。

まず、資料2の2ページの後ろの黄色の所で、指定廃棄物になる前の状況が2つ矢印があって、この2つ、どこが違うのかという点でございます。

まず、左の下水道とか焼却施設、これは基本的には公の施設であったり、あるいは、こういうところから一定濃度以上のセシウムに汚染されたものが出てくるというのがわかりましたので、まず、出てくる灰とかそういったものを分析してくださいというお願いを法律上していきまして、そのお願い、分析義務があるものですから、分析した結果を踏まえて、ストレートで来るようなもの、これが左のルートです。右の方は、実はそれとは別に、例えばこれは宮城でありますとか栃木なんかであるんでございますけれども、稲わらでありますとか牧草でありますとか堆肥でありますとか、いわゆる農業系のようなもの、つまり農家で発生するようなものがございます。そういったようなものについては測定義務がかかる訳ではございませんで、ただ、実際にそういうおそれがあるものについては、測っていただいて、申請をしていただいて、その上で必要があれば指定ということでございます。例えば、資料2の4ページ目を見ていただきたいんですが、いろんな各県のデータがございまして。例えば宮城とか栃木ではこういった農業系の廃棄物が8,000ベクレルを超える形で存在するというところでございます。これが2つの違いでございます。これはまず第1点目のご質問に対するお答えでございます。

第2番目、8,000ベクレル超のものは全部、国が処理するのか。法律上もこの処理責任というのは明確化されておきまして、国が処理をさせていただくということでござい

ます。

秋野政務官：伊澤市長さん、よろしいでしょうか。

白井市長：農業関係以外のものでも、8,000ベクレルを基準に国が、という解釈でよろしいですか。

梶原部長：結構でございます。

白井市長：ありがとうございます。

秋野政務官：ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

我孫子市長：我孫子市です。よろしく申し上げます。

資料4の所で、コンクリート製の遮断型の構造というところで、地震を主に想定している安全対策だという理解をしたんですが、ここだと、地震を想定し、倒壊や崩壊をせずに維持できるように工夫がされてるというふうには説明を受けたんですが、ご存知のように、この2年前の震災を受けて、千葉県では水害も液状化も起こりまして、その中で今回、この津波や堤防の決壊による水害、あるいは液状化による被害があるようなことはどういう形で想定をされているのか教えていただきたいと思います。

梶原部長：これは後程、また立地の選定の場所の確保の、選定のところでご説明申し上げた方がよろしいかと思えますけれども、有識者会議の中でご議論していただく事項ではございますが、例えば水害、氾濫をするようなおそれのあるような所、あるいは土砂崩れがあるような所についてはまず避けるべきだろうと。当然ながら地震の前に、安全という意味でしっかり対応させていただく必要があるだろうと考えておりまして、そういったようなことについては十分に考えていただけるように、有識者会議のほうでもそういったような避けるという形でご審議を賜ればと思っております。

我孫子市長：液状化については。

梶原部長：液状化につきましても、そういったようなおそれが、なかなか液状化の話はマップ図で危険となっているかどうかという話もあるとは思いますが、そういった点についてもお諮りして、ご議論していただけるものだと思っております。

我孫子市長：今回、千葉県内でも液状化、多くの地域で出て、そこに埋め立ててあるマンホール等は道路上に随分と飛び出したものですから、そうすると、ここに埋めるといっても、液状化が起きれば、これ飛び出してくるんじゃないかという心配もあるかと思っております。その辺については有識者の皆さん方のほうでしっかりと議論をいただいて、きちっと公表していただければというふうに思います。

秋野政務官：ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

松戸市長：松戸市ですけれども、2ページで、8,000ベクレルを超えるのは法律で国が処理ということですが、実際に我々、松戸市の場合には、最終処分場として市外の民間業者のほうに処理をお願いしてるんですが、市外の民間業者は自主的に基準を設けていまして、4,000ベクレルというのが一般的な基準になっています。そうすると、4,000から8,000ベクレルの間の問題が我々としては大変大きな問題になります。基礎自治体として単独で放射能のあるものをずっと保管するということは実質不可能に近いというふうに思っておりますので、例えば準用していただくとか、何かこれはできませんかというお願いですけれども。

梶原部長：ありがとうございます。今の件、いろんな形のご議論をいただいているのを理解させていただいております。ただ1点、今、新たに最終処分場を造るという話になった場合に、例えば8,000ベクレル以下のものを入れるという前提に立ちますと、かなり量が多くなってくる可能性がございます。更にその最終処分場の立地というものはなかなか難しくなってくるのかなと思っております。本件につきましては、8,000ベクレ

ル以上のものの処分場という形でやらさせていただければと思っております。

松戸市長：そこはちょっと調査してください、そんなに多くなるとは思わないんですけども。今、8,000から1万位、1万ちょっと位のところが焼却灰になるんですけども、飛灰ですけどもね。実際に今、だんだんと下がってきてるんですよ。だから、通過点だとは思いますが、どうしてもそのレンジに入ってしまうものが発生せざるを得ないんです。こういうたくさん量にはなるとは思いませんけども、そこについても配慮を願いたいと思います。

梶原部長：どういったような形で、この最終処分場ということでは、今、容量を先程ご説明をしまして、2ヘクタールぐらいの土地が必要だというのは8,000ベクレル超のを考えておりますけども、今の点につきましては、更に今、ご要請がありましたので、県とも相談してまいりたいと思います。

秋野政務官：ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

浦安市長：資料4の18ページあたりなんですけども、第1監視期間が埋め立て終了後から数十年間という、このかなりアバウトな期間なんですけど、これはもう少し厳密にできないものなのか。

それと、第1監視期間では管理点検廊でコンクリートのひび割れ点検とか劣化診断等の検査を行いますけども、この期間を超えたら、第2監視期間になると、地下水のモニタリングしかできない。コンクリートの劣化というのは、時間がたてばたつほどひび割れとか何か、逆に第2監視期間の方がおそれが高いのではないかなと思うんですけども、その辺がどうなのかということと、もう第2監視期間に入ったら、そういったひび割れの点検とかはできなくなるのか。これで見ると、ベントナイト混合土を充填するとなってますんで、地下水の点検しかできないのか。そのあたり、ちょっと伺いたいんですけど。

梶原部長：今の点につきましては、最終的にこれから有識者の先生方のご意見をいただきながら、第1監視期間の期間を決めていくことになるかと思っております。正直に言いますと、

中の放射能を出す力、何ベクレルといったようなものはどんどん半減をして小さくなっていく訳でございますから、それを見ながら、それとあと、点検結果を見ながら決めていくと。中に入れるものについては、ベントナイトの土を入れることになるんですが、その土を入れるという考え方そのものが、例えばセシウムをものすごく吸着し易いもの、土に吸着し易いものと申し上げました。そういったようなものを埋めること自体も一つの対策であるということなものですから、長期にわたっては、そういうようなもので二重、三重に封じ込めていくんだということで、今、先生方のご了解を得ています。分かりにくい説明で恐縮でございますが、基本的には第1監視期間の期間も、ここにいつその形でベントナイトに移るかということにつきましても、有識者の先生方に聞きながら、安全性を最大限に、最優先に考えて対処してまいりたいと、こういうふうに考えております。

浦安市長：あと、この検査ですとか点検、モニタリングは、環境省が責任を持って行うんですか。

梶原部長：環境省が責任持ってやらせていただきます。

浦安市長：わかりました。

秋野政務官：ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

坂本副知事：資料の4の2ページの半減期の考え方なんですけれども、こういう考え方でいいのかどうか、お教え願いたいんですが、セシウム134と137は今回の放出された分布の状況は大体各地域ごとに半々だというふうな理解をしております。そうしますと、134のほうは、仮に60年間保存いたしますと、2の15乗分の1になるのかなと。それから、30年のほうの137は約30年ですから、4分の1になるのかなと。134と137が割合として半々で降り注いだんだとすると、134の方は無視できる数値となり、137のほうは4分の1になりますので、トータルからすると8分の1になると。そうすると、10万ベクレルですと、8分の1ですから1万2,500、実際のところ、本県の

中では3万とか4万がマックスですから、十分8,000ベクレルを下回ってくるという  
ような形で保存年限が理解されるというふうに考えてよろしいのか、お教え願いたいと思  
います。

梶原部長：副知事、大変ありがとうございます。そのとおりでございます。今、いろいろ  
数字をおっしゃっていただいたんですが、セシウムの134と137、1対1でございま  
す。1対1で大体出ているということでございますので、片方は2年ごとに半分ずつにな  
ってまいりますので、数十年たって、今、60年というものだとか30年という数字を副  
知事おっしゃいましたけれども、そうなってくると、もうほとんどゼロに近くなってくる。  
ゼロにはなりません、非常に小さいものになってきます。ですから、その段階ではセシ  
ウム137だけが大きな問題になってくるということでございますので。

すみません、今の数字の例、計算の例を見ていただきますと、資料の4のこの一番分厚  
い資料でございますが、54ページをちょっと見ていただきたいと思います、54ページ。  
例えばこれ、右側に放射性セシウム濃度の減衰のデータが出ております。先ほど、副知事  
が60年の数字を言っていたんですが、箱の中にありますように、例えば放射性セ  
シウムでは、100年では16分の1になりますということでございます。例えば、16  
分の1でございますので、10万ベクレルの場合は6,000ベクレルぐらいになる。今、  
1万ベクレルから3万ベクレルということでございますので、千葉県に保管されてる一番  
多いレンジがそこでございますので、3万ベクレルの場合は2,000ベクレルぐらいに  
なるということでございます。

秋野政務官：ほかにございますでしょうか。

新しい選定プロセスについて、そして千葉県の排出状況について、そして最終処分場の  
本体自体の議論というのは大体ご理解いただいたということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、技術的な質問等々は今後もあるかと思しますので、もしもございましたら、環境  
省のほうにお寄せいただきますようお願いをしたいと思います。

それでは、次に、議題2といたしまして、最終処分場の選定手順等についてということで  
入らせていただきます。

資料5、資料6の説明をお願いいたします。

梶原部長：資料5と資料6についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、資料の5を1枚おめくりいただきたいと思います。先程から何度か申し上げておりますけれども、環境省におきましては、上のページにございますけれども、最終処分場の安全性の確保に関する考え方、あるいは具体的な場所を選ぶという時の場所の選び方で、その場所を評価する場合の評価の項目、あるいは評価の基準、さらにはボーリング調査等実施しますと申し上げましたけれども、そういう調査の方法、あるいはこれらの調査結果について技術的、専門的な立場からご評価を賜るということで、有識者会議を設けさせていただいてございます。メンバーは下の3ページ目にございますけれども、廃棄物の専門家の方々、放射線の専門の方々、リスク評価の専門の方々等々、8名の先生方から構成されて議論をしていただいております。

1枚おめくりいただきまして、3月16日に第1回のご議論を賜ったところでございます。まず、先程の資料、先ほどご説明させていただきました資料について、最終処分場の構造、維持管理に関する安全性の確保の手法についてご議論をいただき、もう一つは、候補地の選定に際しての安全性、あるいは安心の確保に関する項目、評価基準についてフリートーキングをしていただいております。その際に、下のページ、5ページにございますが、全体を大きく2つに分けて考えたかどうかというご指摘を受けております。一つは、安全性の確保。これにつきましては、放射線を遮蔽する。あるいは、大気への拡散を防止する、ものが飛散・流出しないようにする。水とか地下水にもものが行かないようにする。しっかりとモニタリングをする。これは先程の構造とか維持管理でやることだと思いますけれども、もう一つは、立地に関しては、安全等を確保するために避けるべき所を避ける。そこには造らないといったような考え方をしたらどうかと。更には、安心の確保、下の色が変わっているところでございますけれども、安心等の地域のご理解を得るために重要な事項というのはある、それについてはしっかりと議論をして、配慮をすべきであると。

次のページ、ちょっとおめくりいただいて、では、具体的に安全等に関する事項といたしましては、先ほど申し上げましたように、安全面からここはやめたほうが良いというものはやめる。それとあと、ここは環境の観点からも特に保全が必要だと、あるいは、文化財等もこれに該当するかと思いますけれども、社会的にこれはもう重要なところであるということについては、保全すべきということで排除する。これは避けるべき地域の概念だと思います。第2番目は、安心感を得るという形で、理解が得やすい場所を選択するため

の項目があるのではないかとということでございます。特にこの①、②、特に②でございませうけれども、これにつきましては各地域のご意見を賜ってということで、ここの市町村長の皆様方から十分に意見をお聞きしながら、やっていくということでございます。

資料の6ということで、この1枚紙がでございます。今後のスケジュールについてというペーパーがでございます。今、左側の欄の有識者会議の第1回の状況についてご説明申し上げました。それで、右側に市町村長会議というのがございます。これは第1回ということで、ここで今、開催させていただいている訳でございますけれども、そのご意見を受けながら、有識者会議の第2回を4月20日、また5月に入って第3回をやりながら、この両方の会議でキャッチボールをしながら、選定のプロセスを進めてまいりたいと、こういうふうにご考えておる次第でございます。

ちょっと飛ばしておりますけれども、資料の5の後半の分については、これまで我々が作業をやっていたものの絞り込みの考え方、書いてございますが、これ自体を今後また見直すということで今、考えている次第でございます。以上でございます。

秋野政務官：それでは意見交換を再開したいと思います。資料5で最終処分場候補地の選定に係る基本的な考え方について、ご説明をさせていただいたとともにと、今後のスケジュールについてお示しをさせていただきました。

ご意見がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

最初に、森田知事からご発言がございませうでしょうか。

森田知事：恐れいたします。ありがとうございます。

意見交換のはじまりに、千葉県から確認とお願いをさせていただきたいと思ひます。

まず、指定廃棄物の最終処分場については、国が設置場所を決定し、整備するということによろしいでしょうか。

(環境省はだまって頷く)

はい、ありがとうございます。

次に、本県では、指定廃棄物を一時保管しているという状況もあり、早期に最終処分場が設置される必要があります。これまでも申し上げてまいりましたが、国においては、平成26年度末までの完成を是非お願いいたします。

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

秋野政務官：副大臣、お答えをお願いします。

井上副大臣：ありがとうございます。

知事のご発言ということで、私のほうから回答をさせていただきたいと思います。

指定廃棄物の最終処分につきましては、先程ご説明させていただきました、特措法によりまして、これは国の責任でしっかり最終処分を行うということが規定をされておりますので、それに基づきまして、基本方針というものを定めて、各県でそれを処理を行うということでありますから、国の責任をもって、しかし、それぞれ地域のご協力が不可欠ですから、ご協力をいただきながら、しっかりやらせていただきたいと思います。

それと、2点目でありますけれども、指定廃棄物の一時保管についても、大変逼迫した状況にあるということを重々認識をしております。ですから、一刻も早く最終処分をしていかなければいけないと考えております。

ただ、他方で、既に前政権のときのスケジュールが数カ月遅れているというのは、残念ながら現状であります。そして、また、これから新しい選定プロセスということで、それぞれ地域の方々のご意向を聞きながら、また、それぞれの状況を踏まえながら進めたいと思っておりますので、現時点で、このスケジュールについて言及することはなかなか難しいんですけれども、これも、これから市町村長会議や有識者会議で、それぞれの皆様のご意見を賜りながら、早急にこのスケジュールについても、きちんと千葉県の思いというものをお重く受け取った上で、固めてまいりたい、取り組んでいきたい、と思っております。

秋野政務官：ありがとうございました。

それでは、今、森田知事、それから井上副大臣の間で確認をされた県の希望も踏まえまして、資料5、そして資料6につきまして、ご意見がございましたら、挙手をお願いしたいと思います。

ご意見ございますでしょうか。

南房総市長：南房総市ですけれども、ちょっとこれも確認なんですけど、評価項目ですとか評価基準なんですけれども、これは、現状ではまだ決まっていない、次の会議までに、こ

の評価項目や評価基準を決めて、またこれでいいだろうかということを経済にかけるとい  
うような、そういう手順だというふうに考えていいんでしょうか。

梶原部長：これまでの作業、従来の、前政権でいろいろ作業をやってきておりますけれど  
も、その考え方ももう一度改めて有識者の先生方に諮るということを考えてございます。  
今おっしゃられるように、やり方、項目、基準、それについては、それぞれ新たに有識者  
の先生方にご議論をいただいて、今後、それに伴って、その結果を踏まえて、また、この  
市町村長会議でのご意向も踏まえて、項目を考えて作業を進めさせていただきたいと考  
えております。おっしゃるとおりでございます。

秋野政務官：ほかにございますでしょうか。

松戸市長：物理的な工期というんですかね、場所が決まってから実際の工事が始まって、  
工事ができ上がるまでの工事期間というものが、そこはどのぐらいの期間かと思うん  
です。

梶原部長：一概にはなかなか言えないと思います。全部、その土地の状況にもよります。  
例えば、更地化するのに数カ月かかるような場所を選ぶ場合と、既に更地化されているよ  
うな平坦な部分とか、いろんな場所の条件によって、一概に何とも言えないものでござ  
います。それと、もう1点、先ほど2ヘクタールぐらいの土地が考えられるというふうに  
申しあげましたけど、2ヘクタールぐらいだと、全部開発をして、それで最終処分場を設  
けないと、搬入ができないかということでも必ずしもないと思っております。

そういう意味では、一概に何カ月かかるとはなかなか申しあげにくいんですけれども、  
できるだけ早くやりたいと思っております。

松戸市長：大体で結構ですが。今、仮置き場をさせていただいておりますけれども、一応、  
約束というのが2年ということになっておりますので、もし、それより遅くなったときのリ  
スクというのは相当あると思っております。具体的な、いつまでに場所が特定できな  
いと、26年度末までにできないかという、大体でいいんですけれども、目途みたいなの  
を知りたいのですけれども。

梶原部長：すみません。状況によって大きく違うものですから、一概にはなかなか言いにくいんですけども。極めてラフなものの方で、後程、また私どもが違う数字を、若干に言うことになる場合があったらちょっと怖いと思いますけど、そういう数字だというふうにお聞きになっていただければと思うんですけども。土地の買収とか、いろんな問題があるんですけど、一旦、平たい土地ができるよといった場合に、例えば、1年を見ていただければ、搬入は優にできると思います。

ただ、この搬入先で一時保管をするということ、片方で造りながら、保管するということが当然ながら視野に入れて考えていくことになると思います。

秋野政務官：ほかにございますでしょうか。

香取市長：香取市でございます。

今日は、これを説明をしていただきまして、私たちはこれを持ち帰って議論をしていくということになるのでしょうか。

秋野政務官：次回、私どものほうで、さまざまな選定基準みたいなものは示させていただきたいと思っておりますが、その間に有識者会議等々もございます。千葉県独自の選定のあり方等々につきまして、もしもご議論いただけますと、私どもも並行して議論を進めることができ、スピードアップを図ることができますので、そういった意味で、ご意見をいただけますと、ありがたく存じます。

香取市長：そうしますと、これは資料6の1枚紙なんですけれども、市町村単位、これは右側であります、有識者会議と同列で書いてありますけれども、5月以降に第2回の市町村長会議を行っていく。2回目以降も順次開催するというふうになってはいるんですけども、場所を決めて、ここぞという所を国のほうから示すということ、ということは、お尻の期間を見ながら押していくと、いつごろお示しをされるのでしょうか。

梶原部長：今、何月という形で決めることは、なかなか難しいと思っております。というのは、有識者会議の方々の場で、いろんな基準とか考え方を整理していただくということ

もあるのでございますけれども、何よりもまず地域地域での状況を十分に踏まえて議論しなければならないというようなことが一番重要な点だと思っております。

先程おっしゃられたように、本日以降もご意見を賜れば、例えば、文書で出していただけでも大変ありがたいと私ども思いますし、こういうものを踏まえながら、やらせていただきたいと思っておりますので、いついついつかまでにこういう形でということはなかなか申し上げにくいんですが、ただ、実際に有識者会議でこんな議論をしております。あるいは、それを踏まえて、作業経過としては、今のところ、こういう作業の状況でございますということをこの場所で例えばご説明させていただきながら、進めさせていただければと思っております。

香取市長：そもそも論で大変恐縮なんですけれども、その地域で出た廃棄物については、その地域、県ですね、その県で出たものはその県で処理をするんだというところにちょっと疑問があるような気がするんです。そうすると、これはちょっと極論かもしれないんだけど、その地域で出たのはその地域でやれというふうに下りていってしまうような、そんな感じもしますし。県の危機でありますから、県内の市長さん、町長さん、村長さんと手を携えて、一致団結して行っていかなくちやいけないというふうにはもちろん考えていますけれども。全ての市町村が全部割合をもって、全ての市町村がこれを造るというのであれば、話は別でありますけれども、どこかに任せてしまうだとか、そういったことは、今後、その議論の中でできるのか、また、自分のところに指名されたときに、地域の市民、県民の方々とどういった話し合いをしていけばいいのか、そういったところも理念的な、概念的なものでも結構ですから、少し教えていただけたらありがたいと思っております。

梶原部長：ありがとうございます。踏み込んだご意見を賜りまして、ありがとうございます。まず、今、1カ所で、あるいは分散をしているというようなお話がございました。私どもといたしましては、安全に処理をするという観点からも、実は県内で1カ所の整備をさせていただければ大変ありがたい。集中的に1カ所で処理をさせていただくことによって、私どもとしても、安全に処理できるのではないかとというふうに考えている次第でございます。

それと、もう1点、各県内で処理をするという閣議決定をして基本方針の中に入れさせていただいているのでございます。実際に、県外に持ち出すというのは、現実的にはなか

なか難しいと考えておりました、各県毎に1カ所造らせていただければというふうに思っています。当然のことながら、国が責任を持って処理をするということでございますので、住民の方々も含めて、場所、候補地が決まりましたら、私どもがご説明をさせていただければと思っております。

香取市長：最後に一つだけ。そういう方針であれば、先に進むとしても、もし、受け入れというか、そういったのを造るとしても、おっしゃるように、安全であるんだと、問題ないんだということを国民全体に、そして世界的にも、こういった話を国の方がきちんと責任を持ってしていただくとということがとても大事なんじゃないかなと思います。風評被害であるとか、地域の、地元の市民に説明するにも、そういったことを国が裏打ちしてくれる、きちんとそういったところまでフォローアップしてくれるんだということがないと、なかなか先に進まないのかなというふうに思いますので、この件は要望として、よろしくお願ひしたいと思ひます。

秋野政務官：ありがとうございます。そのように。どうぞ。

東金市長：東金市長の志賀と申します。

ご承知のように、千葉県の場合は、これ国有林ということで考えておられるというふうに思うんですけども、まずそれでいいんでしょうか。

梶原部長：既にご存じだと思いますように、宮城でありますとか栃木でご説明いたしましたように、国有林をベースにして考えております。ただし、本県につきましては、従来から、知事の方から国有林に限定することなく、広く検討してくれというふうに言われております。併せて、県有林とか、そういったようなデータも県のほうからいただいております。できるだけそういったご要請を受けながら、進めさせていただければと思っております。

東金市長：ただ、千葉県の場合は、人口密度もそうですし、国有林あるいは県有林の面積というのも他県から比べると、多くはないと思うんですね。やはり今日初めてこの説明を私どもも伺ったわけでありまして、それぞれ住民の方々、どのようにこれを受け取るかと

いう問題があります。総論と各論の問題があります。そういった部分もやはりクリアにしていきませんか、これは実現できない。かといって、やはりいつまでも放ってほっておくわけにはいかない。

そういう中で、先程、それぞれの県で処分場を造るんだということでありましたけれども、本来であれば、これは発生元ということも含めて、一つ方向性の可能性というものも、処理施設の一元管理というものでも、国として、お考えいただけるべきではないかなという思いも、実はあります。

ただ、そういう中で、やはり今の段階では各県でということであれば、これは是非お願いしたいのは、県に、言葉は悪いですが、投げてしまったり、あるいは市町村に、そこができないから、いつまでもできないということではなくて、国がもう中心になって入ってきていただいて、千葉県内に造るのであればですね、そういう形の中でやっていただくより他ないだろうというふうに思っておりますので。

今日は、先程、政務官のほうから、前半の部分はご理解いただけたか、というお話をいただきましたが、今日はお話を伺うというスタンスで私も来ておりますので、そういったことも、また十分に納得する形、住民も含めて、それをもとに進めていかなければいけないだろうというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

秋野政務官：ありがとうございます。

特に、この選定基準のところについては、今日、私どももこれまでものをお示しはしましたが、明確なものは示しておりません。そういった意味では、この会議の場で、ある程度の方向性を醸成しながらという意味でありますので、今日は、この後半の部分は特に聞き置きいただくということ、そして、できれば、私どものほうに、さまざまな基準の考え方について、ご示唆を賜る機会とさせていただければと思います。

引き続き、ご意見ございますでしょうか。

南房総市長：2回目になりますけど、すみません。ちょっと今までの話を聞いていまして、もう一度発言をさせていただきますけれども、今までのお話ですと、選定場所の考え方については、フリーハンドでこれからはできるだけ考えてはいきたいと。ただ、先ほどちょっと言葉で、国有林、県有林という言葉も出ましたので、おそらく頭の中には優先的には

そういう所なのかなというふうなことがもう既にきつとおありになるのではないかなというふうに感じるんです。

今のお話ですと、その選定基準を考えるに当たって、今日、この場で、今お言葉ですと、示唆をいただければというような話がございましたけれども、そういう会議の場であれば、私はあえて言いづらい言葉を申し上げなければいけませんけれども、やはり今回の処理に関しては、もちろん私どもは共助というようなことで、困ったときはお互いさま、やれることはやろうということで、そういう考え方を持っていない訳ではもちろんありませんし、できる限りのことは協力したいと思っていますけれども、やはりさっきいみじくも香取市長さんもおっしゃいましたけど、安全性をいかに住民に分かりやすく伝えるかということももちろん大事なんですけれども、なかなかどんなに安全だということを言っても理解していただけないというのが現実なのかなと思います、これから先々、議論を深めていっても。これはもう皆さんもそうお感じになると思うし、我々現場でやっている首長は大体そういうふうに感じます、普通に。

やはり選定場所に関しては、これは発生元というものを決してこれは除外せずに、十分に、これは人口の密集地とか、そんなこともあるかもしれませんが、そういったことも十分に念頭から外さずに考えていただきたいと。要は、押しつける訳では決してないんです。ないんですけれども、やはり発生したところ以外のところに持って行って造るといことは、これはどんなに理屈をこねても、非常にやはり議論としては難しくなってくるのかなという気がいたしますので、ちょっと私は、今のお話ですと、大変言いづらいんですけれども、申し上げたいと思います。

梶原部長：ありがとうございます。どの、例えば国有林とか申し上げましたけれども、そういうこと以外にも、こういったような所、例えば、民地も含めて考えるべきであるとか、あるいは、こういった、例えば私有地というような議論もあると思います。こういう土地を考えた方がいいよというご示唆もあれば、ぜひ賜りたいと思います。今のご意見以外にも賜れば、大変ありがたいと思います。

印西市長：私は、印西市の板倉と申します。

今日は、お国のほうからどうもおいでいただきまして、ありがとうございます。ご苦労さまです。狭い日本の国の中にあるこの原発、最悪の事態が発生しまして、これは本当に

大変なことでございます。

ところで、今から二十数年前にロシアでチェルノブイリという原子力発電所の大事故がございまして、あの事故も相当の広範囲に影響が及んで、汚染されました。その辺の状況、国の方も事故から何年もたっていますけれども、その辺、広いロシアの国土といえども、その近くにある集落とか何百キロも離れた集落とかも汚染されまして、その辺のロシアの汚染の除去の対応とか、いろいろ苦労しながらやったとは思いますが、その辺の、国として検証はされているのかどうか。まず、その辺について、お聞きしたいと思います。

それから、この8,000ベクレル以上、事故を起こした福島原発、その周辺、あそこは東電さんがどのぐらいの面積を所有しているか、私はわかりませんが、10キロ範囲ぐらいの区域は、おそらく何十年と人が入れないんだと思うんですね。1キロぐらいの範囲のところは、何ベクレルぐらいになっているんだろうと。その辺をちょっと、わかっている範囲で結構ですけども、お聞きしたいなど、こんなふうに思います。

なかなかこの問題は、非常に、場所を選ぶに当たって、おそらくなかなか難しいんじゃないのかなと思います。私は印西市でございまして、手賀沼行政区域の中に、県の施設、一時保管場所です、造ってあります。地元でも随分大騒ぎしましたけれども、何とか皆さん方に理解していただいて、今、収まっているような状況で。あと2年した後には、国の方で何とか最終処分場を造ってくれるからというようなことで、今、何とか協力してもらっているというような形でございますけれども。国として責任を持って、あと2年後には最終処分場、どこかに造らなければならない。今日、こうやって千葉県内の市町村長が来たということは、千葉県の中にどこかに見つけるような形で進めようとしておるんだろうかどうかはその辺はわかりませんが、その辺の、まずはロシアで起きた事故、それはどんなふうに国のほうとして、その辺のところをつかんでおるのか。それについてお尋ねします。

梶原部長：ありがとうございます。

今、手元にチェルノブイリの事故の収束データ等々、私どもの手元にないんですけども、私の理解するところは、チェルノブイリについても、周辺のかかなりの面積の所が人の住まない形に今なっているというのは事実でございます。

今回、福島第一の周辺はどうだというのは、第2番目のご質問であったかと思えます。ご存じのとおり、福島第一原発の周辺につきましては、それぞれの町、村、市毎に区域割

を行いまして、しばらくは帰還が困難である、あるいは、しばらくは居住を制限します、あるいは、居住制限を解除するということの準備に入る区域ということで、区域分けをされております。それぞれ濃度的に、放射能濃度の汚染のレベルに応じて分けてございます。一部、居住困難区域が非常に多い町村もある訳でございますけれども、基本的には、それぞれの町、村については、帰還を前提にして考えておられる。そういう形で、帰還を前提として、将来の姿を描いているということでございます。

また、福島第一原発の敷地につきましては、いろんな映像ではございますけれども、今、第一原発の事故対応あるいは今後の廃炉に向けての作業スペースとして、大幅な土地が必要になっているということだというふうに理解をしております。

いずれにいたしましても、各県で発生いたしました指定廃棄物につきましては、例えば福島という所に持っていくのは現実的には非常に難しいし、理解を得られないものというふうに考えてございます。是非とも各県で処分できる体制ができればというふうに考えております。ご理解を賜れば大変ありがたいと思います。

秋野政務官：よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

東庄町長：今のお話で、各県に、県として、先程来の説明ですと、宮城を入れて5県で、その県内で処理をするという話であります。経緯を聞いてますと、福島県で全て1カ所で処理したらいいんじゃないのかというような意見もあったということではありますが、実際にはそれは非常に無理だということで、そういうふうにしたというお考えでありました。それはよくわかりました。

しかし、これも県によってではなくて、その県の中の地域性が非常に強い。いわゆるこの原発の関連の被害を受けた地域、それからあまり受けなかった地域、それはもう格差と申しますか、かなりの差があります。ですから、その処分の仕方についても、ある地域では非常に困っているんだけど、全く困らない地域もある。県内の中でもそういう状況下であります。これをどこへ持ってくるかということになって、また話が進むと、全くそういう状況下でない地域に持ってこられると、うちのほうでは、そういう被害していないのに、なぜうちのほうだという、これは枠を大きくしただけの話であって、福島県で起きたやつを何でうちのほうでやるんだと。県内でも受けたところの人達の分を何で受けないところでやるんだというようなことが、これからもそういうような広がり方をしていくん

ではないのかなという懸念がされます。

今日は、お話を伺っていますのは、今までの経緯を踏まえて、なぜこういう会議を持ったかということの話はあまり詳しくはされませんが、私は、状況の中ですから、皆さんご承知のとおりだと思いますけれども、一方的に話を進めてきたために理解を得られなかった。これから理解を得られるための話を進めていきましょう。今日はそういうことで第1回目の会議の中で、共通話題として、こういうふうに進めていきたいという話で私はお聞きしたのですが。

やはりこれからは有識者会議も含めて、きちんとした形の中で、なぜそうなったかという過程をわかりやすく説明すべきだろうと私は思います。例えば、それは候補地が、大きな大体目安として、この辺がということであれば。しかし、ここに集められたのは首長でありますけれども、実際的には、その地域のいわゆる権限を持っている皆さん方でありまして。しかし、権限を持っているという反面、選挙民があつて、住民があつて、その人たちから選ばれた人たちであります。その人達の意見を無視して事を進めれば、自分の身が無いわけでありまして、そういうのを考えてみれば、ここに集められた人たちも、ある意味では、これをまた持ち帰って、こういう話がある。しかし、こういう条件もきちんとベースとしてあると、そういうことの説明をやはり輪として広げていくべきだと。これをここで聞いた話を黙って持ち帰っただけでいけば、今度、2回目の会議のときに答えが出てきません。

ですから、今日の会議は、他の地域ではかなり荒れたようでありましてけれども、千葉県の場合は、先ほど来聞いておられますと、かなり激しいのは出てきておりません。そういうことを考えれば、知事さんが前段にそういう話をきちっと県でも進めてきましたよということの話からスタートしたものですから、多分そういう話が出てこなかった、強烈な話も出てこなかったんじゃないのかなと思います。

そういうことで、この後もまた会議が続くと思います。どこがいいとか悪いとかということではなくて、外していくべきだろうということの基準がきちんと決まっておりますから、その基準に適合するかしないかというものを含めて、これから作業を進めていただければありがたいと思います。話し合いは何度してもいいと私は思っております。一方的で物を計れば、話し合いというのは事をし損じます。そういうことで、今後ともよろしくお願いを申し上げて、意見とさせていただきます。ありがとうございました。

梶原部長：大変ありがとうございます。

是非、ご意見をいただきまして、私ども、ご説明、何回でもさせていただきたいと思えます。

秋野政務官：本当にありがとうございます。

どうぞ。

大多喜町長：大多喜町なんです、1点だけ確認させていただきたいんですが、私、大多喜町は、やはり先程出ましたように、国有地が非常に広い面積を持っておりますので、考え方としては、先ほどの南房総市の石井市長さんとほぼ同じなんです。国がある程度地域を選定して決定していくというお話でございます。当然、地域の住民の皆さんとの話し合いの中で、その話し合いをしていく中で、なかなか私は地域住民に理解を得るのは難しいなと思っているんです。やはり先程出ましたように、安全性の問題とか、その辺はなかなかまだ理解が不十分だと思います。そういう中で、地域住民とやはり国とのお話の中で、これがまとまらなかった場合、それでも最初に選んだ選定地をそのまま進めるかどうか、それはあくまでも地域住民の考え方を優先してもらえるのかどうか。その辺だけ確認しておきたいと思えます。

梶原部長：今、正直、非常に難しいご質問をいただいたと思えます。私どもは、今、是非申し上げたいことは、是非ご理解を賜りながら進めさせていただきたい。安全という説明と安心ということは全く違うんだというご指摘を先ほどから賜っているんだと思えます。それでも安全をベースにして、安心の部分について、どれだけご説明をさせていただけるかということだと思いますので、最大限努力をさせて、ご理解を賜りながら、ご懸念を解消しながら、進めてまいりたいというふうに思っております。

大多喜町長：その辺は技術的な話なので、また、これからしっかりと説明してもらわないといけないと思えますが、先ほども申しましたように、選定をしたら、地域住民等の皆さんがこれは納得し得ない時に、それでも前に進めるのか。それはやはり地域住民の考え方をある程度受け入れてもらえるのか、その辺はどうでしょうか。

梶原部長：地域の方々のご意見を賜るのは当然だと思います。賜るのは当然という前提の上で、さまざまなご意見をお持ちの方もおられます。どこまで私どもはご了解を賜れるかということはありませんけれども、できる限りご理解を賜るようにして進めさせていただきたい、そういうふうに思っています。

秋野政務官：他、ございますでしょうか。

どうぞ、副知事、お願いします。

坂本副知事：一時保管施設を県として北西部の自治体から要望を受けてやってきた人間として、ちょっとお願いをしたい点と確認をしたい点がございます。

そもそも本県に降り注いだ放射性物質は、別に本県の市町村が悪いわけでもありませんし、千葉県が悪いわけでもありません。でも、降り注いでしまって、その放射性物質が住民の身近にそのまま放置されてしまうと、住民の安全に不安が生ずるということで、早く通常ベースで除去して保管して適切に管理をすれば、放射線の能力といいますか、あれをかぶせてしまって、極力影響を小さくすることができるということを理論的に信じて、一時保管に取り組んでまいりました。

したがって、これは別にもちろん今の環境省さんが悪いなんて全然思っていないんですが、こういった起こってしまったことに対して、どういうふうに早く安全性を確保していくのかという緊急避難の対応が求められているんだろうというふうに考えまして、本当でしたら、市町村長さんがおっしゃられたように、何で自分の所、と思っていたんですけれども、法律及び国の方針で、発生した指定廃棄物は当該県内で処理するというふうに定められたので、そのほうがスピード感を持って、住民の身体的な安全性も早く解消できるのかなということで、知事以下早目に対処しようというようにやってきた訳であります。

したがって、県として、やりたくてやりたくてやってきたわけでは全くありませんが、緊急避難的にやらざるを得ないという気持ちで、スピード感を持ってやってきたつもりでございます。こういった中で、やはり何とかして、そういったことを進めていかなければならないという気持ちもありますので、ちょっと幾つか考え方として、お願いをしたいと思えます。

私どものほうは、人口の超密な地域を抱えたところに多く降り注いでしまったために、影響が時々刻々と大きく変化、影響が大きい訳でございますので、何とか26年度末まで

にやるためには、県の方としても最大限の協力をしたいと思っております。

ただ、今回、前回の前の有識者会議のなかで、スクリーニングの考え方とか、資料5のなかで避けるべき地域の安全性とか、それから地域の住民の、地域の理解を得るための安全確保とかいう概念が入ってまいりましたので、私は、その面では、今回の変更は評価させていただきます。

その次の、例えば、従来の選定の考え方といったところを見ますと、かなり物理的に地域の安全性評価基準がほとんどないまま出てきているので、これで大体説明がつくのかと思っていたところ、安全性と安心の確保という考え方、そして資料4の4ページの所でも、災害リスク等が少ない安定した場所に設置することと、生活エリアへの影響等を考慮して設置することという、そういう配慮項目が入ったことから、私は、今回はそういう面では一定の評価をしているところでございます。

そして、住民の不安がありましたように、安全性を高めるためには、候補地の選定につきましては、千葉県の今まで進めてきました地理的な、地形的なそういった特性を踏まえた配慮が必要だと思っております。どのような点に配慮すべきか、各県一律に考えていくという国の考え方もある訳でございますけれども、その辺については、千葉県の考え方というものもすり合わせをしながらやっていただかないと、最終的にはスピード感が確保できないだろうというふうに考えておりますので、是非千葉県としても検討していきたいと考えております。環境省の事務方の方にも、ぜひ副大臣、ご協力をご指示していただきたいと、これが1点、お願いでございます。

もう一つ、やはり非常にタイトでございます。放射線の降り注いだ濃淡が県内にございまして、全体の理解についても、各地域によってばらばらでございます。したがって、施設の安全性とか、今日の会議の内容をより理解を深めるためには、もう1回、市町村長さんの部下のレベル、担当部課長さんの説明会も私どもは実施したいと思っております。その理解を深めるためにも、国の担当職員をしっかりと派遣をお願いしたいと。

この2点、お願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

秋野政務官：副大臣、お願いします。

井上副大臣：副知事、ありがとうございます。県としても最大限のご協力をさせていただき、大変ありがたく思います。また、私どもの新しい選定プロセスについても一定の評価をい

ただけるということで、大変ありがたく思います。

今おっしゃったことを、私どもも全く同じ気持ちでありまして、やはり地域の状況でありますとか、あるいは地域の意向、こういったことを反映をさせていただきたいと思しますので、千葉県として、その考え方を取りまとめて進めていきたい。ですから、是非お願いをしたいと思ひますし、私ども、その千葉県の取り組みに関しても、できる限りの協力をしながら進めさせていただきたいと思っております。事務レベルの会議につきましても、それは非常に有用だと思ひますので、我々のほうで職員を派遣して、いろいろご説明する機会も、また協力をさせてもらいたいと思ひます。

秋野政務官：ただいま坂本副知事、そして井上副大臣の間で確認をされました、県のほうで地理的、地形的な特性を踏まえて、候補地の選定の考え方について検討していただくということ。それから、市町村担当部課長会議をさせていただくということ、このことにつきまして、ご意見ございますでしょうか。

では、これにつきましては、今、副知事のご提案のとおり進めさせていただくこととしたと思ひます。

そのほかご意見ございますでしょうか。

秋野政務官：よろしいですか。

では、これで意見交換を一旦終了したいと思ひます。追加的なご意見等々、どうかお寄せいただきたいと思います。今日は本当に最初のものでございます。さまざまなことを教えていただきますようお願いをし、環境省で検討させていただきたいと思ひます。

次に、議題3、その他でございます。事務局から何かございますでしょうか。

事務局：事務局でございます。ただいま秋野政務官からもお知らせいただいたところでございますけれども、追加的なご意見なりご質問等がございます場合には、こちらの県の資源循環推進課のほうまでお知らせをいただくということをお願いを申し上げます。大変恐縮でございますが、一応の提出の目途としては、15日（月）までを目途とさせていただきます。

ければと思います。それを越えたものを何ら対応しないということは決してございませんが、一応できる限り早目に整理等を進めたいということがございまして、それを目途にご連絡いただければと思っております。

なお、連絡方法や連絡先等の詳細につきましては、県の方から改めてご連絡をさせていただくということで、よろしくお願いたします。

秋野政務官：改めてご意見ございますでしょうか。

特にないようでございますので、これにて議事を終了したいと思います。最後に森田知事、締めくくりのご挨拶をお願いをしてよろしいでしょうか。

森田知事：ありがとうございます。開催地を代表しまして、一言、御礼を申し上げます。本日は、井上副大臣、秋野政務官にもご出席を賜り、長時間にわたり、丁寧なご説明、誠にありがとうございました。

東日本大震災以降、放射能問題について、私は特に住民に身近な存在である市町村のご苦勞は相当なものであります。また、県からも、平成26年度末には最終処分場を設置していただくこと、本県の地理的、地形的特性を踏まえた配慮事項の検討については是非よろしくお願したいこと、最終処分への理解を深めるための市町村担当部課長会議の開催など、意見を出させていただきました。国におかれましては、本日の会議で出された意見を踏まえ、しっかりと議論を重ねて頂き、最終処分場の設置にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

県としても、最大限の協力をして参りたいと考えております。本日は誠にありがとうございました。

事務局：それではこれで、本日の会議、議事を終了させていただきます。皆様、長時間お疲れさまでした。ありがとうございます。